

〈人間としての羞恥〉に向き合うことを求めてきた  
パレスチナと反憲法的行為

清末愛砂 (室蘭工業大学大学院教授)

ガザは、わたしに〈人間であることの羞恥〉に向き合うことを求めた地である。そこで、人間であることの羞恥とは、見られているにもかかわらず、見られていないと思ひ込もうとすることだと学んだ。2000年末の初めてのガザ訪問のときだった。

きっかけは、南部のハーン・ユニス歩いているときに出会った地元大学生から、従弟の少年が入植地(2005年に撤退)の防衛にあっているイスラエル兵に射殺されたばかりであることを教えてもらったことにある。彼の案内で、遺族が喪に服している少年の自宅に連れて行ってもらった。少年は届くはずもない距離から入植地に投石しようとし、心臓を撃たれた。珍しい事件ではない。1967年の第三次中東戦争の結果、イスラエルの占領下に置かれた東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区やガザで、同様の事件は頻発してきた。それ自体、植民地主義国家イスラエルのアパルトヘイトがパレスチナ人をどのような存在としてみなしてきたかを示す現象の一つである。

頻発とはいえ、遺族から直接話を聞くのは初めてであり、わたしは言い表すことができないほどの強い衝撃を受けた。占領者にいとも簡単に命が奪われるという理不尽さに対してだけではない。それ以上に、多くの場合、加害者が「自衛」「正当防衛」の名目で免責されることで、不処罰の歴史が疑問視されることなくつくられてきたことに、占領の抑圧構造を形成する層の厚さを見せつけられたからである。

パレスチナの文脈における不処罰の歴史は、イスラエルのみが築いてきたわけではない。それを看過し、または「自衛」として追認してきた多くの国々が支えてきた結果であり、人間であることの羞恥の集積である。ガザや東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区に暮らすパレスチナ人、国連パレスチナ分割決議の採択後から第一次中東戦争の終結までに故郷から追放され、難民となったパレスチナ人とその子孫は、羞恥の集積であるわたしたちのグロテスクな姿を問い続けてきた。

占領下で暮らすパレスチナ人の日常生活のあらゆる側面が、アパルトヘイト統治により決定されてきた。とりわけフェンスや壁で囲まれたガ

ザは、17年にわたり封鎖され、人の移動の自由や物流が大幅に制限されることで、〈強制収容所〉としての役割を果たすことを強いられてきた。これは国際人道法違反の集団懲罰であり、人々の尊厳と希望を可能な限り打ち砕くための手段の一つである。その延長線上で生まれたのが、2023年10月7日のハマースらによるイスラエルへの越境攻撃であった。これを機にイスラエルは筆舌に尽くしがたいガザ攻撃を始めた。攻撃には武力攻撃だけでなく、人道支援物資の搬入を恣意的に制限することで、人々を飢餓に陥れること、国際人道法違反の飢餓の武器化も含まれている。

国際法上、ジェノサイドの成立には集団の破壊の意図が立証される必要がある。イスラエルの閣僚の数々の発言等から、その意図を推認できるものが多々あり、実際にそれに沿って攻撃が敢行されてきたといえるのではないかと。にもかかわらず、イスラエルの「自衛権」の行使として、この攻撃を正当化する国々があることに驚きを禁じ得ない。全世界の人民の平和的生存権を謳う憲法前文を有する日本が、平和的生存権の主軸となる恐怖と欠乏からの解放のために力を注ぐどころか、その一国となっていることに、憲法研究者として深く恥じている。反憲法的行為ともいえる姿勢は、人間としての羞恥を増幅させることにしかならない。国際法上、ジェノサイドの禁止は一般慣習法化している。したがって、ジェノサイド条約の締約国であるか否かにかかわらず、そのために動くことが求められる。それは、平和的生存権と国際法の誠実な遵守（憲法98条2項）に基づく要請でもある。